

# 「慶應義塾東日本大震災被災塾生特別奨学金」について（概要）

この度の東日本大震災による被害に遭われた塾生の皆さまならびにご家族の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。慶應義塾では、今回の各種災害により被災され、経済的に学業の継続が困難になった塾生に対し、「慶應義塾東日本大震災被災塾生特別奨学金」を創設し、経済的な支援を行うこととしました。

## 1. 対象となる被災地域 東日本大震災における災害救助法が適用された地域

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/shogaku/3946mc000000djpv.html>

## 2. 経済的な支援の内容

各種災害により経済的な支援を希望される塾生への支援内容は、家族・家屋等の被災状況に加えて、家計支持者の収入の変化の度合いによって、授業料の範囲内で審査のうえで決定します。

（他に授業料減免を受けている場合は、本奨学金との合計額が授業料を超えない範囲内での給付となります。）

## 3. 対象者

(1) 慶應義塾塾生（学部学生、大学院学生、一貫教育校の児童・生徒、通信教育課程の学生）。

（ただし、休学する者は除く）

(2) 家計支持者もしくは学費負担者である学生本人が、「1. 対象となる被災地域」に居住している方

(3) 災害により次のいずれかの被災に遭われた方、または家計が急変された方

①家屋が全壊（焼）・流失した場合

②家屋が半壊（焼）・床上浸水等により一定期間居住不能となった場合

③家屋が一部損壊・床下浸水等の被害を受け、修繕が必要となった場合

④家計支持者に大幅な減収（失業・失職、会社（自営含む）の倒産並びに罹災による大幅な減給（減収）、震災による止むを得ない退職、休業（避難含む）、風評被害や塩害による減収、家計支持者の長期入院等）があった場合

⑤家計に大幅な支出増（家財の損壊、店舗・田畑の損壊、自営等で必要な施設・器具の損壊、家族の入院等）があった場合

⑥家計支持者が行方不明の場合

⑦家計支持者が災害救助法適用地域への単身赴任および出張等で被災された場合

⑧警戒区域・計画的避難区域指定、非難指示等により居住不能となった場合

⑨その他（上記①～⑧外の内容にて各種災害による急変が生じた場合）

## 4. 給付期間

給付期間は1年間とします。ただし、奨学生の家計状況等が好転しない場合は、次年度以降の申請を可とします。

「慶應義塾東日本大震災被災塾生特別奨学金」は、この大震災による各種災害にて被災し経済的に学業の継続が困難になった塾生を支援することに賛同いただいた1986年127三田会様（卒業25年記念事業寄付）ほか、塾員、塾生の保証人、義塾教職員および篤志家等の皆様からのご寄付により運営されています。